

町内事業者に抗原定性検査キットを配布します(新型コロナウイルスクリーニング検査)

新型コロナウイルス感染症における集団感染の未然防止と、事業者等が安心できる環境を維持することを目的として、次のとおり申請のあった町内の事業者等を対象に、抗原定性検査キットを配布します。

■対象者

- 町内企業、個人事業主等の従業員
 - 町内の医療機関、高齢者施設、障がい関連施設、児童福祉施設の従業員、利用者
 - 町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に通う園児、児童、生徒、教職員（町任用の公務補職員等を含む）
 - 町内事業所等の委託事業者の職員
- ※個人への配布は行いません。

■申請や検査について

次のいずれかに該当し、検査キットの配布を希望する場合に申請が必要です。

- ①「ちょっと喉が痛い」「ちょっとせきや鼻水が出る」「ちょっと体がだるい」「微熱がある」など軽い症状があり、病院へ受診することを迷った場合
- ②町内の事業所等で感染者や濃厚接触者と接触があり、発熱等の症状が出た場合
配布申請は事業所等が行うこととし、申請フォームや役場介護支援課窓口、各支所または各連絡事務所にて申請できます。
申請後は必要個数を配布しますので、各自で検査を行ってください。

申請フォーム



<https://logoform.jp/form/2W7T/32869>

■検査結果について

検査結果は陰性、陽性問わず、事業者等から町へ報告願います。

また、陽性反応があった場合には、速やかに下記へご相談ください。

- 平日 午前8時30分から午前11時、午後0時30分から午後3時→町立別海病院 発熱外来 TEL75-2727
- 土曜日、日曜日、祝日、平日上記以外の時間→町立別海病院 代表電話 TEL75-2311

■留意事項

- ①検査の結果が陰性であってもそれを確定するものではなく、体内のウイルス量が少ない場合は、偽陰性（感染している状態でも検査結果が陰性）である場合がありますので、引き続き感染予防対策に取り組む必要があることをご理解ください。
- ②検査結果を「証明」として扱うことはできません。
- ③抗原定性検査キットの備蓄状況によっては、配布希望数をお渡しできない場合があります。
問合せ／介護支援課 高齢者福祉担当（内線1317）

中小企業等経営持続化補助金

本町では新型コロナウイルス感染症の影響で、売り上げが大きく減少した町内の中小企業等の経営持続化を図るため、支援金を交付します。

■対象者 次の①から③の条件を満たす方

- ①町内に主たる事業所を有する中小企業、小規模事業者、個人事業主
- ②4月以降、まん延防止重点措置や緊急事態措置に伴う北海道の要請などにより、影響が及んでいる町内事業者のうち、北海道の「緊急事態措置協力支援金（飲食店等）」や国の「月次支援金」の対象とならない事業者で、4月から6月のいずれかの月の売上げが対前年または前々年同期比で20%から50%未満まで減少していること。

※道特別支援金Bに上乗せのため、対象事業者等は道基準によります。

- ③別海町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しない方

■補助金額 減少金額の2分の1以内、上限額15万円（千円未満切り捨て）

■申請期限 11月1日(月)

■申請回数 事業者1者につき1回まで

■申請方法 次のものを持参し、別海町商工会で申請手続きをしてください。

商工会会員以外の方も商工会が発行する売上高証明書が必要のため、商工会での申請となります。

- ①前年（または前々年）と今年の売上額が確認できる帳簿等（申告書等）
- ②振込を希望する口座が分かるもの（通帳など）
- ③印鑑

問合せ／商工観光課 商工・労働担当（内線1623）

町長とまちづくりについて話しませんか

本町では協働のまちづくりを推進するため、町民の皆さんの希望に応じ、町長と皆さんとの懇談会を実施しています。

ぜひ皆さんの声をお聞かせください。

新型コロナウイルスの感染状況によっては、ご希望に沿えない場合があります。

町長と話しませんか

- 内容 懇談を希望する団体から申し込みを受け、まちづくり等に関するさまざまな分野にわたり懇談します。
- 対象 町内会等の自治会や町で活動している各種団体
- 主催 申し込みをした団体

ミルクミーティング

- 内容 懇談を希望するおおむね5名以上の町民で構成された団体から申し込みを受け、牛乳を飲みながら、まちづくり等に関するさまざまな分野にわたり気軽に懇談します。
- 対象 町内会等の自治会や町で活動している各種団体
- 主催 町が主催し役場庁舎で開催

申込み・問合せ／まちづくり推進担当（内線2211）

ミルクミーティングを開催しました

8月5日に役場庁舎で、ボランティアサークル・サンキューの会の参加により、ミルクミーティングを開催しました。

ミルクミーティングは、町長と気軽にまちづくりについて懇談するもので、今回の主な話題は、ボランティア活動や災害発生時の行動に関する内容でした。

懇談内容は、町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

町ホームページ
検索キーワード

ミルクミーティング



問合せ／まちづくり推進担当（内線2211）

大規模な土地取引には届け出が必要です

国土利用計画法に規定する一定面積以上の土地取引（所有権の移転など）を行ったときは、契約締結日を含めて2週間以内（郵送期間を含む）に、譲受人（権利取得者）は土地の利用目的や取引価格等を土地の所在する市町村に届け出る必要があります。

適正な土地利用の確保のため、提出期限を過ぎた場合でも届出書の提出をお願いします。

■提出方法 右記提出先へ持参または郵送

■届出様式 町ホームページからダウンロードできます。

<https://betsukai.jp/gyosei/natural/toti/tochitodokede/>

■制度の詳細

北海道土地水対策課のページ「大規模な土地に関する権利の移転等の届出制度（国土利用計画法）」

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/seido.html>



届け出に係る留意事項

- 本町の場合は、10,000㎡以上の土地取引が届け出対象です。
- 当事者の一方または双方が国や地方公共団体等である場合や、滞納処分等の競売、農地法第3条第1項の許可を要する場合など、国土利用計画法の適用除外規定に該当する場合は届け出不要です。
- 契約締結日から2週間後に当たる日が、土曜日、日曜日、祝日等で役場が閉庁日の場合は、その翌開庁日が提出期限となります。

町ホームページ
検索キーワード

土地取引



<提出・問合せ>

〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
別海町役場総務部 総合政策課
企画振興担当

TEL 75-2111（内線2217）